

[A年] 聖霊降臨節第5主日(2021年6月20日)**【旧約聖書日課】申命記26章1～11節**

1あなたの神、主が嗣業の土地として得させるために与えられる土地にあなたが入り、そこに住むときには、
2あなたの神、主が与えられる土地から取れるあらゆる地の実りの初物を取って籠に入れ、あなたの神、主がその名を置くために選ばれた場所に行きなさい。3あなたは、そのとき任に就いている祭司のもとに行き、「今日、わたしはあなたの神、主の御前に報告いたします。わたしは、主がわたしたちに与えると先祖たちに誓われた土地に入りました」と言いなさい。4祭司はあなたの手から籠を受け取って、あなたの神、主の祭壇の前に供える。

5あなたはあなたの神、主の前で次のように告白しなさい。

「わたしの先祖は、滅びゆく一アラム人であり、わずかな人を伴ってエジプトに下り、そこに寄留しました。しかしそこで、強くて数の多い、大なる国民になりました。6エジプト人はこのわたしたちを虐げ、苦しめ、重労働を課しました。7わたしたちが先祖の神、主に助けを求めると、主はわたしたちの声を聞き、わたしたちの受けた苦しみと労苦と虐げを御覧になり、8力ある御手と御腕を伸ばし、大なる恐るべきこととししと奇跡をもってわたしたちをエジプトから導き出し、9この所に導き入れて乳と蜜の流れるこの土地を与えられました。10わたしは、主が与えられた地の実りの初物を、今、ここに持って参りました。」あなたはそれから、あなたの神、主の前にそれを供え、あなたの神、主の前にひれ伏し、11あなたの神、主があなたとあなたの家族に与えられたすべての賜物を、レビ人およびあなたの中に住んでいる寄留者と共に喜び祝いなさい。

【使徒書日課】コリントの信徒への手紙二8章1～15節

1兄弟たち、マケドニア州の諸教会に与えられた神の恵みについて知らせましょう。2彼らは苦しみによる激しい試練を受けていたのに、その満ち満ちた喜びと極度の貧しさがあふれ出て、人に惜しまず施す豊かさとなったということです。3わたしは証ししますが、彼らは力に応じて、また力以上に、自分から進んで、4聖なる者たちを助けるための慈善の業と奉仕に参加させてほしいと、しきりにわたしたちに願ひ出たのでした。5また、わたしたちの期待以上に、彼らはまず主に、次いで、神の御心にそってわたしたちにも自分自身を献げたので、6わたしたちはテトスに、この慈善の業をあなたがたの間で始めたからには、やり遂げるようにと勧めました。7あなたがたは信仰、言葉、知識、あらゆる熱心、わたしたちから受ける愛など、すべての点で豊かなのですから、この慈善の業においても豊かな者となりなさい。

8わたしは命令としてこう言っているのではありません。他の人々の熱心に照らしてあなたがたの愛の純粹さを確かめようとして言うのです。9あなたがたは、わたしたちの主イエス・キリストの恵みを知っています。すなわち、主は豊かであったのに、あなたがたのために貧しくなられた。それは、主の貧しさによって、あなたがたが豊かになるためだったのです。10この件についてわたしの意見を述べておきます。それがあなたがたの益になるからです。あなたがたは、このことを去年から他に

先がけて実行したばかりでなく、実行したいと願ってもしました。11だから、今それをやり遂げなさい。進んで実行しようと思ったとおりに、自分が持っているものでやり遂げることです。12進んで行く気持があれば、持たないものではなく、持っているものに応じて、神に受け入れられるのです。13他の人々には樂をさせて、あなたがたに苦勞をかけるということではなく、釣り合いがとれるようにするわけです。14あなたがたの現在のゆとりが彼らの欠乏を補えば、いつか彼らのゆとりもあなたがたの欠乏を補うことになり、こうして釣り合いがとれるのです。

15「多く集めた者も、余ることはなく、わずかし集めなかつた者も、不足することはなかつた」と書いてあるとおりです。

【福音書日課】マタイによる福音書5章21～37節

21「あなたがたも聞いているとおり、昔の人は『殺すな。人を殺した者は裁きを受ける』と命じられている。22しかし、わたしは言うておく。兄弟に腹を立てる者はだれでも裁きを受ける。兄弟に『ばか』と言う者は、最高法院に引き渡され、『愚か者』と言う者は、火の地獄に投げ込まれる。23だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、24その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。25あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるにちがいない。26はっきり言うておく。最後の一ケアドランスを返すまで、決してそこから出ることはできない。」

27「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。28しかし、わたしは言うておく。みだらな思いで他人の妻を見る者はだれでも、既に心の中でその女を犯したのである。29もし、右の目があなたをつまずかせるなら、えぐり出して捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に投げ込まれない方がましである。30もし、右の手があなたをつまずかせるなら、切り取って捨ててしまいなさい。体の一部がなくなっても、全身が地獄に落ちない方がましである。」

31「『妻を離縁する者は、離縁状を渡せ』と命じられている。32しかし、わたしは言うておく。不法な結婚でもないのに妻を離縁する者はだれでも、その女に姦通の罪を犯させることになる。離縁された女を妻にする者も、姦通の罪を犯すことになる。」

33「また、あなたがたも聞いているとおり、昔の人は、『偽りの誓いを立てるな。主に対して誓ったことは、必ず果たせ』と命じられている。34しかし、わたしは言うておく。一切誓いを立ててはならない。天にかけて誓ってはならない。そこは神の玉座である。35地にかけて誓ってはならない。そこは神の足台である。エルサレムにかけて誓ってはならない。そこは大王の都である。36また、あなたの頭にかけて誓ってはならない。髪の毛一本すら、あなたは白くも黒くもできないからである。37あなたがたは、『然り、然り』『否、否』と言いなさい。それ以上のことは、悪い者から出るのである。」

「聖書協会共同訳」(2018年版)読み比べ

申命記26章1～11節

1あなたの神、主があなたに相続地として与える地に入り、それを所有し、そこに住むときには、2あなたの神、主が与える地から取れた、その土地の実りの初物すべてを取って籠に入れ、あなたの神、主がその名を置くために選ぶ場所に行きなさい。3あなたは、その時に就いている祭司のところに行き、「今日、私はあなたの神、主に報告いたします。主が私たちに与えたと先祖に誓われた地に来ました」と言いなさい。4祭司はその籠をあなたの手から受け取り、あなたの神、主の祭壇の前に供える。

5あなたは、あなたの神、主の前で次のように告白しなさい。「私の先祖はさすらいのアラム人でしたが、少数の者と共にエジプトに下り、そこに寄留しました。そしてそこで強くて数が多い、大いなる国民になりました。6そんなわたしたちをエジプト人たちは過酷に扱い、苦しめ、つらい労役を課しました。7私たちが、私たちの先祖の神、主に叫び求めますと、主は、私たちの声を聞き、私たちが受けた苦しみと労苦と虚げを見て、8力強い手と伸ばした腕、大いなる恐るべき業としるしと奇跡をもって、私たちをエジプトから導き出してくださいました。9そして、この場所に導き入れ、乳と蜜の流れるこの地を与えてくださいました。10主よ、ご覧ください。今、あなたが私に与えてくださった土地の実りの初物を持って参りました。」あなたはそれを、あなたの神、主の前に供え、あなたの神、主の前にひれ伏し、11あなたの神、主があなたとその家に与えられたすべての恵みを、あなたと、レビ人と、あなたの中にいる寄留者と共に楽しみなさい。

コリントの信徒への手紙二8章1～15節

1きょうだいたち、マケドニアの諸教会に与えられた神の恵みを、あなたがたに知らせましょう。2彼らは苦しみゆえの激しい試練を受けていたのに、喜びに満ち溢れ、極度の貧しさにもかかわらず、溢れるばかりに豊かな真心を示したのです。3彼らは力に応じて、いや私は証ししますが、力以上に、自ら進んで、4聖なる者たちへの奉仕に加わる恵みにあずかりたいと、しきりに私たちに願ひ出たのでした。5それも、私たちの期待とは異なり、神の御心に従って、彼らはまず主と私たちに〔別訳→私たちの期待以上に、神の御心に従って、彼らはまず主に、次いで、私たちに〕自らを献げてくれたのです。6そこで、私たちはテトスに、この恵みの業をあなたがたの間で始めたからには、やり遂げるようにと勧めました。

7あなたがたは信仰、言葉、知識、あらゆる熱心、私たちから受ける愛など、すべての点で満ち溢れているのですから、この恵みの業にも満ち溢れる者となってください。8こうは言っても、私は命令するものではありません。ただ、他の人々の熱心に照らして、あなたがたの愛が本物であるか、確かめたいのです。9あなたがたは私たちの主イエス・キリストの恵みを知っています。すなわち、主は富んでいたのに、あなたがたのために貧しくなられました。それは、主の貧しさによって、あなたがたが豊かになるためでした。10この恵みの業について、

私の意見を述べましょう。それが、昨年以來、自ら願ってこのことを始めた、あなたがたの益になるからです。11ですから、今それをやり遂げなさい。心からそう願ったのですから、自分が持っているものでやり遂げることです。12その熱意があるなら、持たないものではなく、持っているものに依じて、神に受け入れられるのです。13それは、他の人々に樂をさせて、あなたがたに苦勞をさせようというのではなく、平等にするためです。14今この時、あなたがたの余裕が彼らの欠乏を補うなら、いざれ彼らの余裕もあなたがたの欠乏を補うことになり、こうして、平等になるのです。15「多く集めた者も余ることがなく、少なく集めた者も足りないことはなかった」と書いてあるとおりです。

マタイによる福音書5章21～37節

21「あなたがたも聞いているとおり、昔の人は、『殺すな。人を殺した者は裁きを受ける』と命じられている。22しかし、私は言うておく。きょうだいに腹を立てる者は誰でも裁きを受ける。きょうだいに『ばか』と言う者は、最高法院に引き渡され、『愚か者』と言う者は、ゲヘナ〔別訳→地獄〕の火に投げ込まれる。23だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、きょうだいが自分に恨みを抱いていることをそこで思い出したなら、24その供え物を祭壇の前に置き、まず行って、きょうだいに仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。25あなたを訴える人と一緒に道を行くときには、途中で早く和解しなさい。さもないと、その人はあなたを裁判官に引き渡し、裁判官は下役に引き渡し、あなたは牢に投げ込まれるに違いない。26よく言うておく。最後のクアドランスを支払うまで、決してそこから出ることはできない。」

27「あなたがたも聞いているとおり、『姦淫するな』と命じられている。28しかし、私は言うておく。情欲を抱いて女を見る者は誰でも、すでに心の中でその禍人を犯したのである。29右の目があなたをつまずかせるなら、えぐり出して捨てなさい。体の一部がなくなっても、全身がゲヘナに投げ込まれないほうがましである。30右の手があなたをつまずかせるなら、切り取って捨てなさい。体の一部がなくなっても、全身がゲヘナに落ちないほうがましである。」

31「『妻を離縁する者は、離縁状を渡せ』と言われていた。32しかし、私は言うておく。淫らな行い以外の理由で妻を離縁する者は誰でも、その女に姦淫の罪を犯させることになる。離縁された女と結婚する者も、姦淫の罪を犯すことになる。」

33「また、あなたがたも聞いているとおり、昔の人は、『偽りの誓いを立てるな。誓ったことは主に果たせ』と言われていた。34しかし、私は言うておく。一切誓ってはならない。天にかけて誓ってはならない。そこは神の玉座である。35地にかけて誓ってはならない。そこは神の足台である。エルサレムにかけて誓ってはならない。そこは偉大な王の都である。36また、あなたの頭にかけて誓ってはならない。髪の毛一本すら、あなたは白くも黒くもできないからである。37あなたがたは、『然り、然り』『否、否』と言いなさい。それ以上のことは、悪から生じるのだ。」

黙想のためのノート**次主日聖書日課について**

・6月20日「聖霊降臨節第5主日」の日課主題は「生涯のささげもの」。

・キリスト教会の自己理解の一つは、「献身共同体」である。「献身」は、狭義には牧師職・司祭職に就く「伝道献身」を指す場合もあるが、一般にはすべての信者に該当する事柄として教えられてきた。端的には、使徒パウロの「自分の体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げなさい。これこそ、あなたがたのなすべき礼拝です」(ロマ 12:1)によって示されるが、ここで「神への献身」として言い表されている事柄の中には、「神に仕えること」と共に、その延長線上に「隣人に仕える」ことが含まれてくる。「互いに仕え合うこと」は、主イエスの教えの中では「互いに愛し合うこと」と同じ意味であり(ヨハネ 13章など参照)、「最も重要な掟」として示されるように、「隣人を愛する」ことは「神を愛する」とことと並んで最重要とされることである(マタイ 22:34以下など)。

旧約日課(申命記 26章より)

・「申命記」は、正典「律法」の第5巻で、「モーセの出エジプト物語」の完結編として編纂されているが、その大部分は、すでに「出エジプト記」から物語られてきた「出エジプトの出来事」をモーセが回顧し、神から授与された教え(律法)を再確認するという「訣別説教」の形式で構成されている。おそらく、「出エジプト記」から「申命記」までの物語全体を構成する原「モーセの出エジプトの物語」伝承と、それとは別に「モーセの回顧録」伝承のようなものとして得られた資料が組み合わせられて、「申命記」が編纂されたと考えられる。「申命記」には、さらに「モーセの回顧録」の核となっている原律法(原「申命記」)があると見られ、これが南王国ヨシヤ王の国政改革の端緒として神殿から発見されたとされる「律法の書」(王下 22:8)とみなされているが、それを証拠づける文献などが見つからないわけではない。むしろ、正典「律法」および「預言者」の編集・編纂過程を推認するにあたって、「申命記」の核となっている原「申命記」の存在を仮定することで合理的に整合性を見だし得るのである。つまり、原「申命記」が、正典「律法」および「預言者」の編集・編纂に一貫性を与える思想的基盤として働いた蓋然性が高いと考えられるのである。もちろん、その場合も、正典「律法」「預言者」の編集・編纂過程のどこで影響を与え、最終的にそれがどこまで残存維持されているかを判断することは、別の課題である。

・日課箇所は、嗣業の地(カナン定住地)で民の一人ひとりが信仰告白として行うべき「初物」奉獻の神殿祭儀を規定している。「族長伝承」および「出エジプト伝承」の要約となっており、王国時代以前にあったとされる「シロ神殿」系祭司団によって伝承されたものと推認される。「シロ神殿」系祭司は、「サムエル記」によ

ればダビデによって取り立てられているが、「列王記」によればソロモン王即位に際して王宮祭司の地位からは排除されている。このような経緯の史実性は明らかでないが、バビロン捕囚を経て正典編纂へと向かう南王国社会の中で、「シロ神殿」に象徴される北部(北王国イスラエル)領域由来の「族長伝承」や「出エジプト伝承」と、南部(南王国ユダ)固有の「ダビデ王国伝承」を統合した「大イスラエル史観」が形成され、その中核として「エルサレム神殿への祭儀集中」や「(神殿＝祭司・預言者に依拠した)神の言葉への服従」という「申命記的歴史観」が成立したのだろう。

使徒書日課(Ⅱコリント 8章より)

・「コリントの信徒への手紙二」は、使徒パウロが自らの開拓伝道によって創設したコリント教会に宛てて記した書簡の一つで、「手紙一」より後に記されたものと考えられるが、元来は複数の書簡であったものを一つの書簡の体裁に編集されたのではないとも言われている。特に 8~9章は、前後の文脈との整合性から、別の機会に記された書簡が挿入されたのではないかと指摘されてきた。日課箇所を含む 8~9章は、パウロが施しや献金(募金)についての教えを述べている。

・1節「マケドニア州の諸教会」とは、フィリピ、テサロニケ等の教会。フィリピ教会は、パウロがバルナバと別れて独自の宣教団を組んで最初に入ったフィリピに創設した教会で、以後、パウロ宣教団を資金面で支え続けた。コリントは、当時の帝国行政区では「アカイア州」に属すが、「マケドニア」も「アカイア」も広義のギリシア人社会で、古典古代時代には都市国家(ポリス)が相互にしごきを削っていた。ただしフィリピは、マケドニア王国のアレクサンダー大王の父フィリッポス王(Ⅱ世)が前 356年ごろに創建した都市で、いわゆる古典古代時代の都市国家とは異なる。コリントは、古典古代時代からアテネやスパルタと並ぶ主要な都市国家として発展した。ヘレニズム時代以後も、エーゲ海とイオニア海を分ける幅 6キロほどの「コリント海峡」に位置する港湾都市として、地中海貿易のハブ港の役割を担った。

・4節「聖なる者たちを助けるための慈善の業と奉仕に参加させてほしいと、しきりにわたしたちに願い出た」の直訳は「聖なる者たちへの食事の世話(ディアユニア)の分かち合い(コイノニア)という恵み(カリス)をわたしたちにしきりに願った」。「聖なる者たち(ハギオイ)」は、パウロの用法では、「すべての神に召されてキリストと結ばれた者(キリスト者)」を指すが、パウロが諸教会に献金(募金)を募る場合は、「エルサレムの聖なる者たちの中の貧しい人々」(ロマ 16:26、Ⅰコリ 16章も参照)を支援する目的を明示しており、ここでも、「聖なる者たち」は特に「エルサレム教会の人々」のことを想定していると考えられる。

福音書日課(マタイ5章より)

・日課箇所は、「山上の説教」中、「律法についての総論的教え」に続いて置かれた「律法に関する各論的教え」の一部。いずれも、「あなたがたの聞いている通り…と命じられている。しかし、わたしは言うておく。…」という定式でまとめられている。

・「マタイ福音書」は、旧約正典「律法と預言者」に対する主イエスの態度を明確に示そうと意図している。その集約的な箇所が、「山上の説教」である。パウロの書簡でしばしば取り上げられるように、「律法」は「福音」によって超克され、過去の遺物とされた、という見方が、初代教会では広く見られた。しかし、パウロの場合でも「律法」の評価が相矛盾した言説で語られる場合があるように(ロマ7章など)、「律法」評価には混乱が見られる。これは、一つには、新約諸文書で「律法」と訳されるギリシア語「ノモス」の用法に起因すると考えられる。旧約の「トーラー(律法)」は、ギリシア語訳旧約聖書で「ノモス」と訳され、新約でも「トーラー」を指して「ノモス」が充てられている。しかし、元来、ヘブライ語「トーラー」は「教え(の言葉)」という意味であり(旧約でも、多くの箇所でするように訳されている)、ギリシア語「ノモス」の持つ「基準・規範・法規・法則」という語意とはズレがある。旧約では、「法」と訳される「ミシュパト」、「掟」と訳される「コーケ」、「戒め」と訳される「ミツワー」などが使い分けられ、これらがいわゆる法的命令(禁令)を定めるものとして用いられているが、「トーラー」はより総論的な「教え」という意味の語である。ところが、ギリシア語「ノモス」の語感には、法的規範的ニュアンスが強くなり、新約の「ノモス」の用例では、①「トーラー(教え)」の訳語、②「法・掟・戒め」などの訳語、③一般的な「法則」の意味、の使い分けにおいて混乱が生じているのである。パウロは、法的規範としての「律法」の意義については否定しているが、「教え」としての「律法」については無条件で肯定している。それに対して、主イエスは、「教え」としての「律法」を無条件で肯定すると共に、法的規範としての「律法」については、パウロのように「ユダヤ人というアイデンティティを付与する規範」として否定的に扱うのではなく、「天の父」の意図を各人が内面的に受けとめるという仕方、より根源的な意義を汲むように教えているのである。

来週の誕生日(6月20日～26日)**主日礼拝の讃美歌から**

・21-7 番「ほめたたえよ、力強き主を」(= I-9 番「ちからの主をほめたたえまつれ」)は、17世紀ドイツ改革派牧師で敬虔主義者シュペーナーと交流のあったネアンダーが死の年に発表した詩編103編に基づく歌詞。曲は古くからドイツで用いられてきた旋律

で、ネアンダーが自作の歌詞のために選んだ。J.S.バッハがカンタータで何度か採用している。

- ・21-470 番「やさしい目が」(= III-8、こ-114)は、新しい創作讃美歌集として1976年に出版された『ともなうたおう』に採用された讃美歌で、中学英語教師の深沢秋子が作詞、作曲家で阿佐ヶ谷教会員・小山章三が作曲した。1983年版『こどもさんびか2』、2002年版『こどもさんびか改訂版』にも採用。
- ・21-520 番「真実に清く生きたい」(= I 452「ただしく清くあらまし」)は、20世紀初めに早稲田大学で教えていた米国会衆派牧師ウォルターが母親宛に送った手紙の一節が雑誌に投稿された詞による讃美歌。曲は、メソジスト派の伝道者ピークが作詞者ウォルターに会った際に見せられた歌詞に即興で作曲したものを元に、讃美リーダーとして知られたグラント・タラーが編曲したもの。

21-7「ほめたたえよ、力強き主を」**Lobe den Herren, den mächtigen König der**

1. Lobe den Herren, den mächtigen König der Ehren! /
Meine geliebete Seele, das ist mein Begehren. / Kommet zu Hauf, / Psalter und Harfe wacht auf, / lasset die Musikam hören!
2. Lobe den Herren, der Alles so herrlich regieret, / der dich auf Adellers Fittigen sicher geführt, / der dich erhält, / wie es dir selber gefällt; / hast du nicht diese verspüret?
3. Lobe den Herren, der künstlich und fein dich bereitet, / der dir Gesundheit verliehen, dich freundlich geleitet; / in wie viel Noth / hat nicht der gnädige Gott / über dir Flügel gebreitet!
4. Lobe den Herren, der deinen Stand sichtbar gesegnet, / der aus dem Himmel mit Strömen der Liebe geregnet, / denke daran, / was der Allmächtige kann, / der dir mit Liebe begegnet!
5. Lobe den Herren, was in mir ist, lobe den Namen! / Alles, was Odem hat, lobe mit Abrahams Saamen; / Er ist dein Licht, / Seele, vergiß es ja nicht, / Lobende schliesse mit Amen!

21-520「真実に清く生きたい」**I would Be True**

1. I would be true, for there are those who trust me;
I would be pure, for there are those who care;
I would be strong, for there is much to suffer;
I would be brave, for there is much to dare,
I would be brave, for there is much to dare.
2. I would be friend of all— the foe, the friendless;
I would be giving, and forget the gift;
I would be humble, for I know my weakness;
I would look up, and laugh, and love, and lift,
I would look up, and laugh, and love, and lift.
3. I would be prayerful through each busy moment;
I would have faith to keep the path Christ trod.
I would be tuned to hear the slightest whisper;
I would be true, and keep in touch with God,
I would be true, and keep in touch with God.